

2013年6月18日

米国財務会計基準審議会  
テクニカルディレクター  
ファイル参照番号 2012-260  
401 Merritt 7  
P.O. Box 5116  
Norwalk, CT 06856-5116

## **会計基準更新書案「金融商品－信用損失（サブトピック 825-15）」に対するコメント**

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける米国財務会計基準審議会（FASB）の長年にわたる努力に敬意を表するとともに、会計基準更新書案「金融商品－信用損失（サブトピック 825-15）」（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会によるものである。

### **全般的なコメント**

1. 我々は、FASB と国際会計基準審議会（IASB）（以下「両審議会」という。）が、グローバルな金融危機において、貸出金に係る信用損失の認識が適時にされていなかったといったこと等の批判を踏まえ、金融商品の信用損失に関する会計基準について見直しを行おうとする取組みを支持している。また、現時点で両審議会から異なった減損モデルが提案されているが、我々は、両審議会が共通の減損モデルを開発することが重要であると依然として考えている。
2. 我々は、本公開草案で提案されているアプローチは、単一の測定目的を採用している点で、基準やそれに基づいて作成される財務情報の意味に関する理解が容易である他、報告日における債務者の信用リスクの絶対的水準に着目し、当初認識時からの信用リスクの推移について追跡することを要求していない点で、金融機関における信用リスク管理の実務とも整合的であると考えている。また、当該アプローチは報告日における予想信用損失の全額を認識することを要求するため、企業の返済能力(solvency)について評価を行う財務諸表利用者にとっては、目的適合的な情報の提供につながる可能性があると考えている。
3. しかし、我々は、信用損失について改善された減損モデルを開発するにあたっては、合理的に見積りが可能で必要な信用損失を適時に認識することを確保しつつ、包括利

益計算書において、利息収益（信用リスクの負担への対価を含む。）と信用コストの対応関係が適切に描写されることが、とりわけ重要と考えている。包括利益計算書において両者の関係が適切に描写されることは、財務諸表利用者にとって、企業が行う与信業務の収益性をより効果的に評価することに資するとともに、企業への将来キャッシュ・インフローの予測に目的適格的な情報を提供することにつながるものと考えている。我々は、本公開草案で提案されている減損モデルは、こうした目的に十分に適合的といえず、改善の余地があると考えている。

4. 信用損失に関する減損モデルのあり方は、信用リスク負担の対価の稼得を目的として大量の与信業務を行う金融機関（特に、銀行）への影響が特に大きく、こうした金融機関においては、信用リスク管理において予想信用損失の認識及び測定に目的適合的であり得る情報を多く維持している。このため、減損モデルを検討するにあたってこうした情報を利用できるかについて考慮することは、費用対効果のバランスにも配慮した上で、財務諸表作成者がより忠実な表現を達成することを可能にするために有用と考えられる。なお、金融機関と非金融機関とで信用リスク管理の精度は大きく異なり得るものの、債務者からの契約キャッシュ・フローの回収を極大化しようとする信用リスク管理の目的自体は整合的と考えられる。このため、適切な減損モデルを検討していく上で、金融機関の信用リスク管理との整合性をまず検討するアプローチは、非金融機関にとって適切な減損モデルを検討する上でも有用と考えられる。
5. 上記の点を踏まえ、我々は、上記を満たすような代替的なモデルを構築できないかについて検討してきた。すなわち、我々は、(i)財務諸表利用者が企業への将来キャッシュ・フローを予測する上で目的適格的な情報を提供するために必要と考えられる要素（第3項参照）を満たすとともに、(ii)費用対効果のバランスに配慮しつつ、財務諸表作成者が忠実な表現を行うことが可能で、かつ、(iii)両審議会にとって共通に受入可能といった要件を満たす代替的なモデルを模索してきた。我々は、これまでに行った検討に基づき、両審議会に対して、以下のような代替的な減損モデルを提案する（詳細については、第18項から第48項をご参照いただきたい。）
  - (1) 金融資産を、報告日時点における債務者の信用状況をベースとして、2つのカテゴリーに区分する。
  - (2) キャッシュ・フローの回収が当初想定した通りに行われており、今後も行われることが見込まれる金融資産をカテゴリー1、それ以外の金融資産をカテゴリー2に区分する。カテゴリー2に区分される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収が当初想定通りに行われることが見込まれないものであり、通常、キャッシュ・フロー最大化のために担保資産の保全や契約条件の重要な改訂等を通じたより個別的なモニタリングや管理を行うことが期待されるものである。

- (3) カテゴリー1 における金融資産については、原則として、金融資産のポートフォリオをベースとして、今後1年間に予想される信用損失を認識する。
- (4) カテゴリー2 における金融資産については、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。予想信用損失は、金融資産の残存期間にわたって予想されるキャッシュ・フローの回収不能見込額の現在価値で算定される。
6. 本公開草案における個別の質問に対する我々の回答は、以下のとおりである。なお、コメントレター作成にあたり、我々は、両審議会が共通の減損モデルを構築することに関連する質問に焦点を当てるとともに、必要に応じて、それ以外の質問に対しても回答する形を採っている。

## **各質問に対するコメント**

### **範囲**

**質問 1**：本更新書案に含まれる金融資産の範囲に同意するか。同意しない場合、他のどの金融資産を含めるべき又は除外すべきだと考えるか。その理由は何か。

7. 我々は、本公開草案に含まれる金融資産の範囲について概ね妥当と考えている。しかし、基準案の範囲に全部又は一部の金融保証契約が含まれるかについて明らかでない。
8. 我々は、金融保証契約のうち全部又は一部を基準案の対象とするかについては、保険契約のプロジェクトにおいて審議されると認識している。しかし、実務における混乱を避ける観点から、我々は、本基準案を最終化するにあたって、基準の適用範囲について明示することを提案する。

### **認識及び測定**

**質問 2**：本修正案は、現行の米国会計基準に存在している当初認識の閾値を削除し、信用損失を「認識」の問題ではなく「測定」の問題と見ることになる。信用損失は、すでに貸借対照表に認識しているキャッシュ・フローに関連するものだからである。現行の米国会計基準に存在する当初認識の閾値を削除して信用損失の認識を早めるようにすることにより、意思決定有用性がより高い情報が提供されると考えるか。

**質問 3**：本修正案の結果として、貸借対照表上の正味の償却原価（すなわち、予想信用損失に係る引当金を控除後）は、回収が見込まれる将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値を反映することになる。償却原価（回収が見込まれるキャッシュ・フローの現在価値を反映）は、現行の米国会計基準において存在している情報よりも意思決定有用性の高い情報をもたらすということに同意するか。

**質問 4**：当審議会は、企業が特定の信用損失を認識しないことを認める信用損失モデルを2度検討した。2011年1月の補足文書において、当審議会は、予見可能な将来を超えて発生すると予想される一部の信用損失を企業が認識しないことを認めるモデルを検討した。3バケット減損モデルに関する最近の議論において、当審議会は、12か月の時間枠を超えて発生すると予想される一部の信用損失を企業が認識しないことを認めるモデルを検討した。その代わりに、本修正案は、各報告日において企業が予想損失の**全部**について引当金を認識するよう要求することになる。予想損失の**全部**を認識することにより、予想損失の**一部**のみを認識するよりも意思決定有用性の高い情報が提供されると考えるか。そう考えない場合、どちらの予想損失を認識すべきかをどのように判断するか（例えば、12か月又はそれに類似した予見可能な将来の期間、当初認識の閾値など）。

**【各報告日時点において、予想信用損失の全額を認識するモデルに対する一般的な見解】**

9. 本公開草案では、予想信用損失の認識に関して、現行の米国会計基準に存在する閾値（具体的には、「債権者が、貸出契約の契約条件に従って支払金額のすべてを回収できないことが確からしい(probable)場合」）を削除して、報告日において回収されないことが予想される契約キャッシュ・フロー全額を予想信用損失として認識するアプローチが提案されている。
10. 我々は、減損認識のための閾値を削除するとともに、予想損失の見積りにあたり、合理的で裏付け可能な予測を考慮することによって、現行の米国会計基準よりも信用損失の認識が早くなり、貸倒引当金に関して金融危機で指摘されていた「少なすぎて遅すぎる（“Too little, too late”）」という批判に応えることができる点について理解する。しかし、我々は、本コメントレターの第11項から第14項に記載する理由により、予想損失の一部のみを認識するよりも予想損失の全部を認識する方が意思決定有用性の高い情報が提供されるという旨は十分に説得的でないと考えており、FASBの提案するアプローチに同意しない。
11. FASBから2013年2月に公表されている会計基準更新書案「金融商品—全般（サブトピック 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定」においては、償却原価又はFV-OCIで測定される金融資産は、概ね次のような事業モデルにおいて保有されるものとされている。
  - (1) 償却原価で測定される金融資産：当該資産の契約キャッシュ・フローを回収する目的を有する事業モデルにおいて、保有され管理されている。
  - (2) FV-OCIで測定される金融資産：次の両方の目的を有する事業モデルにおいて、保有され管理されている。
    - (i) 契約キャッシュ・フローを回収するために保有する。

(ii)資産を売却する。

12. こうした事業モデルで保有される金融資産については、契約キャッシュ・フロー特性の要件が満たされる限り、契約キャッシュ・フローの回収に基づく利息収益と当該利息収益を稼得するために要した費用（信用コストや資金調達費用）の対応関係が包括利益計算書において適切に描写されることが重要と考えられる。我々は、当該関係が適切に描写されることによって、こうした事業活動の収益性を含め、企業への将来キャッシュ・インフローの予測に目的適合的な情報が提供されることになると考える。
13. FASB が本公開草案において提案している当初認識時点に予想信用損失の全部を認識するアプローチによると、金融資産の残存期間にわたる予想信用損失に関連する情報が財政状態計算書に反映されるため、企業の債務返済能力についてより意思決定有用性の高い情報が得られるという見解はあるかもしれない。現に、ASBJ スタッフが、財務諸表利用者に対して限定的にアウトリーチを行った結果、信用格付機関の担当者からは、当該アプローチを評価するそのような見解が示されていた。
14. 他方、当該アプローチによると、将来の信用コストが財務諸表に認識される一方で、報告日以降の利息収益（信用リスクの負担への対価を含む。）が財務諸表に認識されないことになる。我々は、上記のような関係は、経済的実態を歪めてしまい、結果として、業績や財政状態の適正な表示につながらないとする。
15. したがって、我々は、本公開草案で提案されているアプローチによると、信用リスクに関して忠実な表現が達成されず、財務諸表利用者が企業への将来キャッシュ・インフローの予測をするにあたって目的適合的な情報が提供されないと考える。ASBJ スタッフが持分証券のアナリストへのアウトリーチを行った際にも、信用コストが利息収益よりも早期に多額に認識されてしまうため、意思決定有用性が高い情報が提供されることに必ずしも合意しないという趣旨の見解が示された。

#### 【予想信用損失の見積りにおいて適用する割引率について】

16. 本公開草案では、予想信用損失の見積りにおいて、貨幣の時間価値を反映させなければならず、割引キャッシュ・フローモデルで予想信用損失を見積る場合、当該モデルにおいて使用される割引率は金融資産の実効金利でなければならないとされている。
17. 当該方法については、信用損失を早期に認識する等の観点から、意図的に採用されたものと理解しているが、こうした方法によると、必ず初日の損失が認識されるため、独立第三者間の取引の取引価格は公正価値になるという経済的実態に関する前提から乖離してしまっている。しかし、割引将来キャッシュ・フロー計算を行う分母において、実効金利に契約期間における信用リスク負担への対価が反映されていることから、我々は、このようなアプローチによると、予想信用損失が分子と分母でダブルカウン

トされてしまうと考えている。このため、我々は、本公開草案において提案されている現在価値計算のアプローチは、必ずしも理論的でなく、説得力が十分でないと考えている。

## 【代替的アプローチについて】

### 代替的アプローチを提案する理由

18. これまでの両審議会による本プロジェクトにおける議論からは、減損モデルの検討にあたっては、目的適合的な情報の提供という観点とともに、費用対効果にも一定の配慮をしつつ忠実な表現を可能にすることが必要であることが明らかになっている。したがって、以下では、我々が、目的適合的と考えるモデルを出発点として、忠実な表現や費用対効果の要請も満たすような減損モデルを検討していくこととする。
19. どのような減損モデルが目的適合的であるかに関する見解は、第13項や第15項で記載したとおり、財務諸表利用者の関心によって異なり得る。我々は、FASB 財務会計概念書第8号「財務報告のための概念フレームワーク」において、財務諸表利用者にとって、企業への将来キャッシュ・インフローの予測に資する情報が必要とされている<sup>1</sup>ことから、これに従って考えると、改善された減損モデルを開発するにあたっては、次の要素に重きを置くことが適切と考えている。
  - (1) 包括利益計算書において、合理的に見積りが可能で必要な予想信用損失を適時に認識することを確保しつつ、利息収益（信用リスクの負担に関する対価を含む。）と信用コストとの間で、適切な対応関係が図られること。我々は、第12項に記載のとおり、両者の適切な対応関係の確保を通じて、企業の業績に関して意思決定有用性が高い情報が提供されると考えている<sup>2</sup>。
  - (2) 財政状態計算書において、信用コストへの引当金が出来るだけ過不足なく認識されていること（すなわち、引当金が過大又は過少に計上されないこと。このため、引当金の「充分性」はそれ自体が決定要因となるべきでないこと）。ただし、信用コストの見積りは不確実性が高く、すべての点で正確であることはあり得ないため<sup>3</sup>、我々は、忠実な表現を達成する上でも、ある程度の幅はあり得るものと考えている。
20. こうした点を踏まえると、我々は、本公開草案における購入した信用減損金融資産に関する取扱いやIASBが2009年に公表した公開草案における減損モデルは、信用損失の認識パターンが単純化されており、現実と異なり得る等の欠陥はあるものの、上記の要素を概ね満たしているものと考えている。こうしたモデルでは、信用リスクが反

<sup>1</sup> FASB 財務会計概念書第8号 第1章「一般目的財務報告の目的」OB3項

<sup>2</sup> FASB 財務会計概念書第8号 第1章「一般目的財務報告の目的」OB16項

<sup>3</sup> FASB 財務会計概念書第8号 第3章「有用な財務情報の質的特性」QC15項

映された実効金利をベースとして利息収益を認識するとされている。

21. しかし、これまでに寄せられた国内外の関係者からのフィードバックを踏まえると、上記のような減損モデルは、個別の金融資産単位での適用は可能であるものの、オープン・ポートフォリオを前提とする場合には適用が極めて困難な旨が示唆されていた。言い換えると、こうした減損モデルは、それ自体としては目的適格的であるかもしれないが、大量の金融資産を保有する金融機関において、信用リスク管理で用いられている情報を利用することができない。このため、少なくとも、現行のリスク管理実務やシステムのあり方を前提とすれば、経済的実態について忠実な表現を行うことが困難であり、多額のコストを掛けない限り、必ずしも精度が高くないかもしれない別の代替的なデータに依拠せざるを得ず、結果として、財務諸表利用者にとって目的適合性を欠く情報を提供することになってしまう可能性がある。これは、次のような理由によるものと考えられる。

(1) **金融機関が保有する負債性金融商品のボリュームとの関係**: 金融機関においては、大量の負債性金融商品を保有しており、通常、これらは個別でなく、ポートフォリオベースで管理されている。ポートフォリオの管理にあたっては、個別の商品を売買し、入れ替えを行っていくことで、相対的なポートフォリオのリスクを望ましいレベルに近づけている。このため、信用リスク管理においては、大口の投資を除けば、個別の商品よりも、ポートフォリオのリスク・プロファイルについてより注視しているといえる。

(2) **金融機関における与信管理実務との関係**: 金融機関の実務においては、与信実行後、信用リスクの悪化を理由に金利水準を上げる実務は一般的に行われておらず、与信実行後においては、信用スプレッドの極大化でなく、むしろ、信用コストを極小化するような管理が行われている。このため、信用リスクレベルの相対的な推移よりも、各時点における信用リスクの絶対値に着目した管理が一般的に行われており、金融機関における現在のシステムを前提とすると、信用リスクの推移について入手できる情報が相対的に乏しい。

### 代替的アプローチ

22. 第 18 項から第 21 項に記載した点を踏まえ、我々は、第 19 項に記載した点を満たすような代替的なモデルについて検討してきた。すなわち、我々は、(i)財務諸表利用者が企業への将来キャッシュ・フローを予測する上で目的適格的な情報を提供するために必要と考えられる要素（第 19 項参照）を満たすとともに、(ii)費用対効果のバランスに配慮しつつ、財務諸表作成者が忠実な表現を行うことが可能で、かつ、(iii)両審議会にとって共通に受入可能といった要件を満たす代替的なモデルを模索してきた。具体的には、以下の減損モデルを提案する。

- (1) 金融資産を、報告日時点における債務者の信用状況をベースとして、2つのカテゴリーに区分する。
- (2) キャッシュ・フローの回収が当初想定した通りに行われており、今後も行われることが見込まれる金融資産をカテゴリー1、それ以外の金融資産をカテゴリー2に区分する。カテゴリー2に区分される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収が当初想定通りに行われることが見込まれないものであり、通常、キャッシュ・フロー最大化のために担保資産の保全や契約条件の重要な改訂等を通じたより個別的なモニタリングや管理を行うことが期待されるものである。
- (3) カテゴリー1における金融資産については、原則として、金融資産のポートフォリオをベースとして、今後1年間に予想される信用損失を認識する。
- (4) カテゴリー2における金融資産については、残存期間にわたる予想信用損失を認識する。予想信用損失は、金融資産の残存期間にわたって予想されるキャッシュ・フローの回収不能見込額の現在価値で算定される。

#### 代替的アプローチに関する説明

##### (金融資産の2つのカテゴリーへの区分)

23. 負債性金融商品については、債務者の信用状況の悪化は漸次段階的なもので、必ずしも複数のカテゴリーに明確に分類できるものでないとの見解もある。しかし、企業（金融機関を含む。）において、通常、金融資産に係る契約キャッシュ・フローの回収が想定通りに行われることが見込まれなくなった場合、当該資産については明示的に他の資産とは区分された管理が行われている。こうした金融資産については、債務者の債務不履行確率（PD：Probability of default）だけでなく、債務不履行時の損失率（LGD：Loss given default）についてもより個別に意識した管理がされているといえる。言い換えれば、金融資産の信用リスク管理のあり方を、PDにより着目した管理とPDに加えてLGDをより意識した管理というように区分して表現することは可能かもしれない。
24. 減損モデルを開発するにあっても、こうした管理方法の違いに着目して金融資産を区分したモデルを構築することは、第19項(1)に示したような合理的に見積りが可能で必要な予想信用損失を適時に認識することを確保しつつ、利息収益と信用コストを期間的に対応させるという目的を達成する上で有効であると考えられる。このような観点から、我々は、金融資産を2つのカテゴリーに区分することを提案している。
25. なお、企業における管理のレベルをベースに2つに区分するアプローチは、両審議会が2011年に公表した補足文書で提案されていたグッド・ブックとバッド・ブックに区分するアプローチと概ね整合的であり、当該アプローチに対して、企業のリスク管理が稚拙な場合に予想信用損失が少なくなり得るという裁量性があり得る旨が指摘され



ていた。こうした懸念に対応するため、我々の提案では、契約キャッシュ・フローの回収が想定通りに行われるかどうかの見込みにも言及しており、結果的に、両者の結論は同様になる場合が多いと考えられるものの、単純に企業の信用リスク管理のあり方に依拠している訳ではない。

26. また、我々は、通常、どのような場合により個別的な管理が期待されるかに関する適用ガイダンスを開発することも併せて提案する。例えば、重要な条件変更が行われている金融資産については、通常、個別的な管理が行われているため、ガイダンスにおいて、カテゴリ-2 に区分すべき旨を記載することが考えられる。また、ガイダンスの開発にあたっては、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における減損に関する客観的な証拠がある旨に該当するような金融資産については、カテゴリ-2 に区分される旨を記載すべきと考えられる。これによると、購入又は組成した信用減損資産は、カテゴリ-2 に区分されることになる。
27. さらに、2013 年に IASB が公表した公開草案「金融商品：予想信用損失」の B20 項において示されている次の例示を用いつつ、適用ガイダンスにおいて、カテゴリ-1 とカテゴリ-2 のいずれに区分すべきかに関する指標の例示をすることが考えられる。
- (1) 外部格付機関による信用格付けや債務者の信用スプレッドが一定水準以下になっているかどうか
  - (2) 内部における信用格付けが一定水準以下になっているかどうか
  - (3) 事業環境や規制の変化等に伴い、債務者の財政状態及び経営成績の予想又は実績が不振であるかどうか
  - (4) 貸出契約において定められていた財務制限条項に抵触しているかどうか

#### (カテゴリ-1 の金融資産に対する予想信用損失の算定)

28. カテゴリ-1 に区分された金融資産については、その貸倒れリスクの計量についてポートフォリオ総体で管理されていることが通常と考えられる。このため、こうした金融資産については、ポートフォリオ総額をベースに予想信用損失を算定する方法が、企業における信用リスクのモニタリングや管理の方法とより親和性が高いと考えられる。また、これらの金融資産については、合理的に見積りが可能で必要な予想信用損失を適時に認識することを確保しつつ、利息収益と信用コストの対応を確保する観点から、今後 1 年間において見込まれる信用損失を予想信用損失の測定目標にすることが適当と考えられる。
29. 第 19 項(1)に記載のとおり、我々は、合理的に見積りが可能な範囲で必要と考えられる予想信用損失を適時に認識することを確保しつつ、利息収益と信用コストの対応関係を概ね図ることが重要と考えている。このうち、前者の目的は、会計上の見積りにおけ

る不確実性に対応する観点である一方、後者の目的は、収益と費用の対応関係を図ろうとする観点によるものであり、双方をともに満たすことは容易ではない。

30. しかし、財務諸表の会計期間は通常1年であるため、今後1年間に見込まれる信用損失を予想信用損失の測定目標とすることによって、利息収益の計上期間と予想信用損失の見積り対象期間とが1年で一致する。また、会計上の見積りに関する要求事項において、見積りの不確実性に対応する観点から、報告日以降1年間を見積り対象期間としている例は少なくない。例えば、企業が継続企業的前提を満たすかどうかを評価する際、通常、報告日後の12ヶ月間にわたって継続企業として存続することが可能かどうかを評価するとされている。このため、予想信用損失に関して合理的な見積りが可能と考える期間を1年とすることは、一定の合理性があるものと考えられる。さらに、金融機関における信用リスク管理の実務や我が国において過去10年程度に得られた実績データを踏まえると、我々の提案は、上記双方の目的を概ね達成するものと考えられる。
31. 貸倒引当金の算定にあたっては、対象とする金融資産の性質によって例外はあり得るが、過去における実績データをベースに算定された貸倒引当率にポートフォリオ残高に乗じる方法によって算定することが通常想定される。これは、過去の実績データは、検証可能性が高く、忠実な表現に結び付く可能性が高いためである。しかし、過去の実績は必ずしも将来の傾向を反映するものではないため、報告日時点への更新をするとともに、合理的で裏付けのある将来見込みを加味することが必要と考えられる。
32. また、貸倒引当率の算定にあたっては、過去数期間における貸倒損失額の実績データを平均するとともに、必要に応じて直近の状況に更新した上で、1年分の信用損失額が算定されるよう、貸倒引当率を算定することが考えられる。ただし、金融資産の信用損失の発生パターンが契約期間にわたって均等でない等の場合、こうした要素も勘案することは必要と考えられる。
33. また、カテゴリ1に区分される金融資産は、すべてを合算したポートフォリオをベースにする必要はなく、金融資産の性質やリスクの程度等に応じて、細分化を行うことが適当と考えられる。細分化にあたっては、金融機関における信用リスクの分類をベースにすることも考えられる。仮に、貸倒実績率をベースとして引当率を算定する場合、細分化された区分に応じて、引当率は異なり得る。
34. なお、カテゴリ1に区分される金融資産については、予想信用損失について現在価値への割引は不要とすることも考えられる。これは、割引の影響に重要性がないことが多い他、こうした場合、金融資産のポートフォリオ残高と引当率をベースにして貸倒引当金を算定することとされることが通常であるため、割引の測定が正確に行われない可能性があるためである。

#### (カテゴリー2の金融資産に対する予想信用損失の算定)

35. カテゴリー2の金融資産については、通常、個別的な管理を行っているものと考えられる。このため、金融資産から得られる通期の予想キャッシュ・フローについて合理的な見積りを行うために必要な情報を企業が有していることが想定される。
36. このような観点から、個別の金融資産の残存期間（契約残存期間に、予想される期限前償還等を加味する。）にわたる予想キャッシュ・フローを見積るとともに、予想損失を実効金利によって割引計算を行うことが適切と考えられる。なお、利息収益は、その後の期間において割引の巻き戻しが起きるため、時間の経過に応じて認識されることになり、未収利息の不計上の取扱いとはされない。
37. なお、カテゴリー1とカテゴリー2に区分される金融資産については、信用損失について予想する期間が大きく異なることから、貸倒引当金繰入額について別個の表示を設けることがあり得るかもしれない。

#### (非金融機関への適用)

38. 第4項に記載のとおり、信用損失に関する減損モデルのあり方は金融機関への影響が特に大きい。このため、我々が代替案を検討するにあたっては、まずは金融機関に焦点を当てる形での検討を行った。他方、信用損失は金融機関以外の企業においても、通常、発生するものであり、非金融機関において適用可能である旨を確保する必要がある。この点、非金融機関では、信用リスク管理の精度については金融機関と比較して大きく異なり得るものの、信用損失の発生を極小化するという目的、及び、契約キャッシュ・フローの回収が契約通りに行われることが見込まれない金融資産について担保の保全等を通じてキャッシュ・フローの回収額を極大化するという手法については共通的である。このため、我々は、提案しているアプローチは、非金融機関においても概ね適用可能であると考えている。
39. ただし、営業債権を大量に有する事業会社等においては、カテゴリー2の金融資産についても、信用リスク管理に費やす費用とそれに対して得られる便益とを勘案し、詳細な信用リスク管理を行っておらず、結果として、予想キャッシュ・フローについて個別に合理的な見積りを行うために必要な情報が存在しない可能性もあり得る。こうした場合、引当金マトリックスを含む実務的な簡便法も認められるべきと考えられる。

#### 代替的アプローチの便益

40. 本コメントレターの第18項から第21項に記載したとおり、我々が提案するアプローチは、費用対効果を勘案しつつも、包括利益計算書における利息収益と信用コストの対応関係の適切な描写、見積りの不確実性への対応、財政状態計算書における信用コストへの引当金の反映といった予想信用損失アプローチの構築にあたって重要と考えられる課題に一定程度対応しようとするものである。我々は、提案するアプローチに

は、上記以外にも、次のような便益があると考えている。

#### (金融危機において示された懸念への対応)

41. 我々が提案するアプローチは、カテゴリ1における金融資産についても明示的に貸倒引当金の認識を行うことを要求するものである。このため、減損に関する客観的な証拠がないものについても予想される信用損失の認識を必要とするものであり、金融危機で指摘された減損損失の認識の遅れに関する懸念に対応するものである。

#### (企業の信用リスク管理との整合性)

42. 我々が提案するアプローチは、通常、企業（金融機関を含む。）が信用リスク管理を行っていると思われる方法をベースにしている。このため、原則として、信用リスク管理で利用されている情報をそのまま用いることが可能と考えられるため、追加的なシステム投資等を行うことなく、予想信用損失の算定にあたって忠実な表現を達成することができると考えられる。また、金融機関においては、こうした信用リスク管理情報について銀行監督当局が通常検査・監督を通じてモニタリングを行っているものであるため、情報の信頼性が高いと考えられる。また、金融機関における信用リスク管理は銀行監督規制の要求を満たすように整備されていると考えられるため、我々が提案するアプローチによると、結果として、銀行監督規制に基づく財務情報と会計基準に基づく財務情報とが著しく不整合になるリスクを回避することが可能になると考えられる。
43. また、我々が提案するアプローチは、IASBが2013年の公開草案で提案しているアプローチのように、当初認識時からの信用リスクの悪化の程度を評価することを要求していない。このため、IASBが提案しているアプローチについて、信用リスクの推移を追跡することが極めて困難であるという批判に対応したものとなっている他、同一の債務者に対する債権でも、ある債権については12ヶ月分の予想信用損失を、他の債権については全期間を通じた予想信用損失を認識することが債務者のキャッシュ・フローの源泉は同じであるため直感に合わないという批判にも対応したものになっている。
44. なお、第38項及び第39項に記載したとおり、我々の提案するアプローチは、非金融機関にも概ね適用可能なものと考えている。

#### (絶対的アプローチに対する批判への対応)

45. 報告日における債務者の信用水準をベースに区分を行うアプローチ（以下「絶対的アプローチ」という。）については、例えば、サブプライムローンの与信を専門的に行っている貸手においては、貸出実行時点において残存期間にわたる予想信用損失が認識されてしまうため、結果として、財務諸表において予想信用損失が過剰に計上されてしまうのではないかという批判がある。

46. この点、我々が提案する方法によると、カテゴリ1とカテゴリ2の区分は、契約キャッシュ・フローの回収が想定通りに行われており、今後も行われることが見込まれるかどうかによって異なる（言い換えれば、カテゴリの区分は、資産についてどのようなモニタリングや管理が行われているかによってなされる。）。
47. サブプライムローンのような場合でも、金融資産の信用リスクが悪化して契約キャッシュ・フローが想定通り回収されないことが明らかになるまでは、貸手は通常ポートフォリオレベルで信用リスクのモニタリングや管理を行っているものと考えられる。このため、我々が提案する代替的アプローチによると、サブプライムローンの貸手においても、当初認識時点において、多くの貸出金がカテゴリ1に区分されることになる。以上より、我々が提案する代替的アプローチは、絶対的アプローチに対する批判にある程度応えることが出来るものと考えている。

#### （初日の損失認識に対する懸念への対応）

48. 企業が第三者間取引の条件で金融資産を実行又は購入していることを踏まえると、個々の金融資産の取引価格はその公正価値と一致しているはずであり、経済的実態を適切に描写するためには、当初認識時点に信用損失は認識されるべきではないと考えられる<sup>4</sup>。我々の提案するアプローチでも、そうした問題を完全に解決していないかもしれない。しかし、我々の提案アプローチは、カテゴリ1について、原則として、ポートフォリオをベースとして予想信用損失を算定することとしており、この問題を大幅に緩和することとなる。通常、ポートフォリオに含まれる金融資産は、契約時点や満期等が異なるため、少なくとも、初日の損失が認識されるかどうかについて明示的な説明が不要になると考えられる。

**質問 5：**本修正案は、信用損失の見積りについて、残存している契約キャッシュ・フローの予想回収可能性に影響を与える過去の事象（類似の資産についての損失の実績を含む）、現在の情報、及び合理的で裏付け可能な予測を基礎とするよう要求することになる。この情報に基づく予想信用損失は、意思決定有用性のある情報を提供すると考えるか。

49. FASB の財務会計概念書においては、財務諸表利用者にとって意思決定有用性のある情報であるためには、情報が目的適合的であるとともに、忠実な表現が可能であることが必要とされている<sup>5</sup>。本公開草案で提案されている予想信用損失の見積りにおいては、残存期間が長期にわたる貸出金等も対象となり得るため、忠実な表現を可能にするために十分強固なガイダンスが必要であると考えている。このような観点から、本公開草案における減損モデルを前提とする場合、我々は、予想信用損失の見積りにあ

<sup>4</sup> FASB 会計基準コード化体系 820-10-30-3 項

<sup>5</sup> FASB 財務会計概念書第 8 号 第 3 章「有用な財務情報の質的特性」QC4 項

たって考慮されるべき情報のうち、「合理的で裏付け可能な予測」については、さらなる明確化が必要と考える。

50. 例えば、実務上、報告日後、一定の期間（例えば、1年ないし2-3年）を超えた将来の期間について、予想信用損失の見積りを合理的に行うことは困難であるとの見解が示されている。また、期間が長くなればなるほど、財務諸表作成者や監査人にとって将来のキャッシュ・フロー予測に関して重要な判断を用いることが必要になる。また、こうした判断の合理性について検証することは、困難である。我が国においては、住宅ローン等では、期間が30-40年に及ぶとともに、これらを証券化を通じてオフバランス化することなく保有している商業銀行も多く存在する。このため、仮に、残存期間にわたる予想損失を認識するアプローチを維持する場合には、一定期間を超えた将来期間については、合理的な見積りが可能な期間における将来キャッシュ・フローの見積りを基礎として、外部補完（extrapolate）する方法が認められる旨を明記することが考えられる。
51. また、上記以外でも、信用損失の予想にあたっては、海外の企業に対して与信を行っている場合に存在するカントリー・リスクについてどの程度織り込むべきか、訴訟案件の帰結についてどのように考慮すべきか等、重要な判断を必要とする事例が数多く存在する。さらに、マクロ経済の変動予測については、検証可能性の観点から特に困難であると考えられる。このような観点から、考慮すべき要素、及び、考慮する方法（例えば、確率加重的な考え方をするのか、最も可能性が高い方法を重視するのか）について明示することが必要と考えられる。

**質問 6：**購入した信用減損金融資産について、本修正案は、購入価格に組み込まれた、取得日時点での予想信用損失に起因するディスカウントを、当該資産の存続期間にわたって償却して金利収益として認識することをしないよう要求することになる。この結果を得るため、取得時に、予想信用損失の当初の見積りを資産の原価基礎を増加させる調整として認識することになる。この要求を除けば、購入した信用減損資産は、購入したもの以外の信用減損資産と同じアプローチに従うことになる。すなわち、貸倒引当金は常に、企業が回収を見込んでいない契約上のキャッシュ・フローについての経営者の現在の見積りを基礎とすることになる。貸倒引当金の変動（有利でも不利でも）は、購入した信用減損資産と購入したもの以外の信用減損資産の両方について、利回りではなくて貸倒費用として直ちに認識することになる。同じアプローチに従った購入した信用減損資産と、購入したものの以外の信用減損資産とで、貸倒引当金の変動を同じアプローチで認識することは、意思決定有用性のある情報を提供すると考えるか。これは、購入した信用減損資産について使用されている現在のモデルからの改善だと考えるか。

52. 本公開草案における提案では、予想信用損失は認識されている金融資産又は信用供与を行うコミットメントについて回収不能と見込まれる契約キャッシュ・フロー全額として定義されている。信用減損金融資産について、購入時における予想信用損失の見込みを当初認識時点において認識する提案（当該資産の契約開始以降に生じた信用の悪化について認識する提案）は、予想信用損失の定義との整合性の観点から適切と考えられる。
53. また、購入した信用減損資産については、信用リスク管理において債務者の情報の質及び量がその他の資産と比較して多いことが想定される。このため、本公開草案における提案は、実務的にも適用可能なものと考えられ、我々は、本公開草案における購入した信用減損金融資産に関する取扱いを支持する。

**質問 7：**実務上の便法として、本修正案は、公正価値で測定して公正価値の変動をその他の包括利益に認識する金融資産の信用損失を企業が認識しないことを、次の場合に認めることになる。(a) 個々の金融資産の公正価値が当該金融資産の償却原価ベースよりも大きく（又は等しく）、かつ、(b) 個々の金融資産に係る予想信用損失が重大でない場合である。本修正案は、この実務上の便法を適用する資産の償却原価を企業が每期開示するよう要求することになる。公正価値で測定して公正価値の変動の適格部分をその他の包括利益に認識する一部の金融資産についてのこの実務上の便法は、合理的だと考えるか。そう考える理由又はそう考えない理由は何か。

54. 我々は、本公開草案で提案されている実務上の便法を支持する。我々は、当該実務上の便法は、債務者に対するアクセスが制限されている債券保有者を念頭に記載されていると認識している。こうした債券保有者は、債務者の信用状況に係る客観的な情報について外部格付け等の情報を除いて入手することが困難であり、忠実な表現を行うことが困難なケースが多いと考えられる。このため、我々は、予想信用損失額が重大でない場合にまで、信用リスクに起因する公正価値の変動額を他のリスクに起因する公正価値の変動額から分離して会計処理を行うことは、必ずしも財務諸表利用者にとって有用な情報提供につながらない可能性があると考えている。
55. また、仮に、実務上の便法の趣旨が、予想信用損失額が重大でない場合における例外的な処理を認めるという趣旨であるならば、本公開草案の 825-15-25-2 項に記載される (b)を要件とし、(a)は当該要件に関する証拠として位置付けることも考えられる。

**質問 8：**本修正案は、企業が元本のほとんど全部又は利息のほとんど全部を受け取る可能性が高くない場合には、金融資産を金利の発生計上をしない状態に置くことを要求するこ

とになる。こうした状況では、825-15-25-10 項で記述しているように、企業は原価回収方式又は原価基礎方式のいずれかを適用することを要求されることになる。このアプローチは意思決定有用性のある情報を提供すると考えるか。

56. 本公開草案では、予想信用損失の算定について、貨幣の時間価値を考慮することとされている。このため、減損認識後、時間の経過に応じて利息収益を認識することが必要になると考えている。
57. 他方、本公開草案では、一定の場合に、予想信用損失について明示的に割引を行わないことが許容されており、こうした金融資産については、時間の経過に応じて利息収益を認識することは必ずしも必要とはいえない。また、収益認識基準においては、通常、取引対価の回収可能性が不確実な場合に、収益認識を行うべきでないとする考え方が採られている。このような観点から、本公開草案において提案されている金利不計上の取扱いについて理解し得るものと考えている。

## 開示

**質問 17:** 本更新書案における開示の提案は、意思決定有用性のある情報を提供することになると考えるか。そう考えない場合、どのような開示を要求すべき（又は要求すべきでない）と考えるか。また、その理由は何か。

58. 我々は、本公開草案における開示の提案は、財務諸表において予想信用損失の認識及び測定を行うアプローチを理解する上で目的適合的であり、提案されている開示内容について概ね適切と考える。しかし、本公開草案の 825-15-50-10 項において示されている貸倒引当金に関するロールフォワード情報の提案について、FASB の意図が必ずしも明確でない。ロールフォワードの開示要求は、本公開草案の BC49 項にあるとおり、会計基準更新書 No.2010-20「債権（トピック 310）：金融債権の信用度及び信用損失引当金に関する開示」の規定を引き継いだものであるが、現行の米国会計基準の 310-10-50-11A 項に示されている除外規定が継続されていない。
59. 我々は、FASB は今回提案されている減損モデルによって変更が提案されている認識及び測定に関する定め以外の開示要求については、原則として取扱いを変更しない方針であると理解しており、当該開示提案については、除外規定を削除した理由が必ずしも明確でない。また、本提案については、費用対効果に合致するか疑問であるとして財務諸表作成者から懸念が示されている。
60. ロールフォワード情報は、報告日時点における残高情報に加えて、当期における引当金繰入額、引当金取崩額、直接償却による目的使用額といった残高の変動理由も示す



ことになるため、財務諸表利用者が企業の信用リスクの変動についてより良く理解する上で有用な情報となり得ると考えられる。他方、年間に数回転するような営業債権に関する貸倒引当金についてロールフォワード情報を作成しようとする場合、期首・期末のいずれにも存在しない債権に関する貸倒引当金について追跡調査する必要があるため、実務的な負担が極めて大きくなる旨が指摘されている。また、本公開草案の 825-15-50-14 項において、収益取引から生じる債権については、帳簿価額に関するロールフォワード情報について適用除外規定が設けられている。

61. このため、収益取引から生じる債権に関する貸倒引当金についてロールフォワード情報の開示要求の除外規定を削除することが費用対効果の観点から適切か、要求する場合、簡便化する方法がないかについて検討することを提案する。

### 適用ガイダンス及び例示

**質問 19**：本更新書案に記載されている適用ガイダンス及び設例は、十分だと考えるか。そう考えない場合、どのような追加の適用ガイダンス及び設例が必要か。

62. 我々は、本公開草案による提案は、見積りの不確実性が高いと認識している。このため、仮に、金融資産の残存期間にわたる予想信用損失を認識する要求を維持する場合、質問 5 に対する回答で記載したとおり、見積りのあり方に関する適用ガイダンスや設例を拡充することが必要と考えている。

\*\*\*\*\*

我々のコメントが、当プロジェクトにおける FASB の今後の審議に貢献することを期待する。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 副委員長

金融商品専門委員会 専門委員長